

尾鷲市九鬼・輪内地区スクールバス運行管理業務委託仕様書

1. 業務名

尾鷲市九鬼・輪内地区スクールバス運行管理業務

2. 業務の範囲

- (1) 車両の運転及び運行管理等に関する業務
- (2) 車両の管理及び整備（定期点検を含む。）に関する業務
- (3) 苦情処理に関する業務
- (4) 緊急時等の対応に関する業務
- (5) 前号に掲げるもののほか運行管理において、教育委員会が必要と認める業務

3. 業務内容

- (1) 車両の運行及び運行管理等に関する業務

尾鷲市（以下、「甲」という。）は、受託者（以下、「乙」という。）に下記の内容にて車両の運転及び運行管理をさせるものとする。

① 運行について

- ア 運行期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日
- イ 運行経路：別紙「九鬼・輪内地区スクールバス運行計画」のとおり
- ウ 運行時間：別紙「九鬼・輪内地区スクールバス運行計画」のとおり
- エ 運行に使用する車両は市所有の下記の車両とする。

	車名・車種	登録年数	定員	保管場所
A号車	日野 メルファ	平成31年3月	45人	輪内中学校
B号車	トヨタ コミューター	平成24年3月	15人	九鬼コミュニティーセンタ一駐車場
C号車	三菱 ローヴィング	平成25年3月	25人	梶賀車庫

② 運行管理について

ア 運行管理業務責任者の選任

乙は、善良なる管理者の注意をもって委託業務を行うため、運行管理業務責任者を選任するものとする。また、事前にその体制について甲の承認を受けるものとする。

運行管理業務責任者は、委託業務を総合的に担当し、運転従事者に対し、別に定める「尾鷲市スクールバス運行管理マニュアル」を厳守するよう指示・指揮監督・管理を行うものとする。

イ 運行業務

i 運転可否の判断

乙は、運行する道路状況、気象条件等により安全な運行が困難であると判断したときは、速やかに教育委員会と協議を行い、運行コースの変更等の決定を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、乙の判断で運行ルートの変更等を行い、事後に対応経過を教育委員会に報告することができるものとする。

ii 乙は、疾病等の理由により主たる運転従事者が当該業務の実施ができない状況に対応できる体制を整えるものとする。

iii 乙は、運転従事者の名簿を作成し、事前に甲の承認を受けるものとする。

iv 運転従事者は、運行管理業務日報に業務内容を記録しなければならない。

(2) 車両の管理、整備に関する業務

乙は、(1)①エの管理車両について、下記の手順で管理するものとする。

① 管理車両の車検及び法定点検、日常点検（消耗品の交換又は補充等を含む。）、燃料の補充を適正に実施するものとする。

なお、車検時に必要な自動車重量税及び自賠責保険料も委託料に含み、点検時等におけるエンジンオイル等の油脂類についても同様とする。

② 業務履行中の事故に対応できるよう、任意保険に加入するものとする。任意保険の条件は、自動車保険の対象となる対人・対物・搭乗者及び車両の事故について、その損害に対する一切の費用を賠償できるものとする。任意保険の条件は、契約締結後、甲に許可を得るものとする。

③ 車外又は車内の清掃は、運行の妨げにならないよう乙の判断で適宜清掃するものとし、常に清潔に保つものとする。

(3) 苦情処理に関する業務

ア 弁明が必要な苦情

乙は、苦情を申し出た者が甲に弁明を求めたときは、その内容を記録し、速やかに甲に報告するものとする。

イ その他の苦情

乙は、苦情を申し出た者が乙に弁明を求めたとき、若しくは弁明先を明らかにしないときも、その内容を記録し、速やかに甲に報告するものとする。

ウ 改善措置

乙は、当該業務の範囲内において、改善が可能な措置について甲と協議のうえ実施するものとする。

(4) 緊急時等の対応に関する業務

① 乙は、緊急を要する事態が生じた場合の連絡体制を明確にし、書面にて提出すること。

② 乙は、緊急を要する事態の大小に関わらず連絡体制に従い、速やかに教育委員会、学校等へ連絡すること。

③ 運転従事者は、負傷者の確認、救助及び保護、児童生徒等の安全確保、警察への通報等適切な処置を講じること。

④ 自然災害時等の緊急時には運行の可否を判断し、教育委員会、学校と密に連絡をとりあい、指示を仰ぐこと。切迫した緊急時には、一時避難を講じること。

⑤ 万一事故が発生した場合は、一切の責任を乙が負い、これを賠償すること。

⑥ 学校による避難訓練等（年2回程度）が実施される場合は、参加すること。

(5) 教育研修の実施

乙は、運行管理業務責任者及び運転従事者に対し、安全で確実な業務遂行、誠意ある接遇、緊急時等における適切で速やかな対応等ができるように、定期的な教育研修を実施すること。

(6) 運行に係る関係者会議への出席

乙は、児童生徒等の安全安心な登下校等の運行手段を確保するために設置する関係者会議へ出席すること。

(7) 業務報告等の提出

① 業務報告

乙は、毎月終了後5日以内に、次の書類を甲に提出しなければならない。

- ア 運行管理業務日報
 イ その他必要な書類
- ② 記録映像
- 乙は、事故発生時等の事実確認のため、車両前方等を撮影できる映像記録型ドライブレコーダーにて、運行状況を記録するものとする。
- 映像記録の保存期間は1週間以上とし、学校、教育委員会及び警察等の公的な目的による開示要請を受けた場合は、ただちに記録映像を提出するものとする。それ以外の場合においては、第三者へ提供してはならない。

4. 運行条件

- (1) 輸送する旅客が児童生徒等であることを十分留意して、輸送の安全確保及び適切な車両管理について、万全の注意と措置を行うものとする。
- (2) 契約の履行にあたり、輸送業務に適した運転手を配置するとともに、定期的に健康診断及び適性診断を受診させなければならない。
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第23条の規定に基づく運行管理者のもと、運転者の指導監督、点呼による運転従事者の疲労・健康状態等の把握及び安全運行の指示等、輸送業務の安全確保に万全の注意を払って当たらなければならない。
- (4) 車両の整備に当たっては、法定点検のほか、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条の規定に基づく整備管理者のもと自主点検を行うなど、常時整備に努めなければならない。また、車検終了後には車検証の写しを提出すること。
- (5) 運行に際しては以下の事項を遵守すること。
 - ア 児童生徒等には常に笑顔で接し、挨拶や声掛けも欠かさず行うこと。
 - イ 児童生徒等の乗降車時は安全確認後に発車すること。
 - ウ 運行ルート及び乗降場所付近の交通状況、津波避難場所等を事前に十分把握し、安全運転に努めること。
 - エ 乗降する児童生徒等の名簿、座席表を携行し、必ず児童生徒等の乗降を確認してから運行にあたること。
 - オ 乗降時の人数確認及び乗降時に異常がある場合、速やかに学校へ連絡すること。

5. 運行管理費用について

委託料に含む主な費用は以下のとおりとし、本業務委託に必要と判断される他の費用も含むものとする。

費 用	内 容
人件費	給与、通勤費、福利厚生費等
車両整備費	車検整備費、継続検査費、法定点検費、車両修繕費、タイヤ購入交換費、エンジンオイル、エレメント代、重量税、自賠責保険等
燃料費	
消耗品	○車両の美観、性能維持のために使用する物品であり、かつ、日常の車両手入れに使用する品。 用品…ワックス・ガラスクリーナー・ポリッシュクリーナー・洗剤・ウォッシャー液・バッテリー液・くもり止め 等 用具…洗車ブラシ・モップ・ウエス・バケツ・たわし・ほうき 等 ○甲が当初用意し、乙が補充・交換する品。 ジャッキ・スペアータイヤ・警告反射板（三角表示盤）・タイヤ・

	ストッパー・非常信号用具・(非常灯又は発煙筒)・フロアマット・毛ばたき・タイヤチェーン又はスノータイヤ・消火器(乗車定員11人以上の車両) ○運行日誌の用紙代・印刷、コピー代
保険料	対人、対物、人身傷害、車両保険、運転従事者等
教育研修費	
会議等出席費	避難訓練、関係者会議等

6. 損害賠償責務

乙は、委託業務中に第三者に損害を与えたときは、乙で加入する保険にてその損害すべての賠償を行うものとする。

7. 法令遵守

乙は、次の各号に掲げる法令等、その他スクールバスの運行管理等を行う上で必要な法令等を遵守しなければならない。なお本手続き期間中に改正があった場合は、改正された内容を適用する。

- (1) 道路運送法、同施行令及び同施行規則ほか道路運送関係法令
- (2) 旅客自動車運送事業運輸規則
- (3) 労働基準法、同施行規則
- (4) 尾鷲市個人情報保護条例
- (5) その他管理運営に適用される法令等

8. その他

- (1) 乙は、甲の所有する車両が故障等により運行ができない場合等においては、甲と協議し、乙が所有する車両を代用して運行することができる。この場合において、乙は、所有する車両を代用した場合の経費について、委託契約料に含めるものとする。
- (2) 運行管理業務に関し、疑義が生じた場合、又は、この仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議して定めるものとする。